

口頭証拠法則／債務の履行・不履行

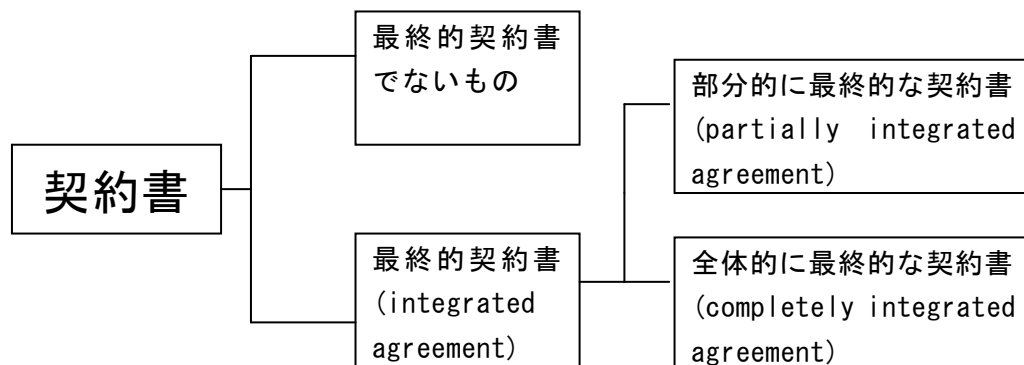
I 口頭証拠法則 (教科書 162～166 頁)

(1) 口頭証拠法則 (Parol Evidence Rule)

①契約の両当事者が、契約内容を「最終的に」表現するものとして契約書を作成したときには、契約書作成以前になされた合意についての証拠（口頭のものであれ書面のものであれ——現実には口頭の合意の存在についての証言が問題になることが多いが）は契約書の内容を否認するために提出することはできない、さらに

②その契約書が契約内容を（「最終的に」のみならず）「完全に」表現するものとして作成された場合には、契約書作成以前の合意についての証拠を契約書の内容を補足するために提出することもできない、という原則。

口頭証拠法則は、契約書を最終的なものと扱う、あるいは最終的・完全なものとする、という当事者の意思に効果を与えるものである。契約を最終的に表す契約書が作られたときには、その契約書で述べられるものに反する交渉過程中的の取決めは削除されたものと考えるのが自然だし、契約を最終的・完全に表す契約書が作られたときには、交渉過程中的の取決めでそこに含まれていないものは削除されたものと考えるのが自然である。



(2) 契約書が最終的契約書 (integrated agreement) であるかどうかの認定

裁判所が認定を行う。当事者は、書面の最終性に関連を有するあらゆる証拠を提出することができる。

(3) 契約書が全体的に最終的な契約書 (completely integrated agreement) であるかどうかの認定

裁判所が認定を行う。当事者は、書面の最終性および全体性に関連を有するあらゆる証拠を提出することができる（20 世紀後半以降の裁判所。20 世紀前半の判決は、その証拠を当該書面に限ろうとするものが多かった）。

(4) 契約書が最終的契約書 (integrated agreement) と認定された場合の効果——当該書面に収められている契約条件と矛盾する契約条件の存在の証明は許されない——書面中の条件と矛盾する先行する合意は消滅する。

(5) 契約書が全体的に最終的な契約書と認定された場合の効果——当該書面に収められている契約条件以外の契約条件の存在の証明は許されない——当該書面の範囲内の先行する合意は消滅する。

Ⅱ 契約債務の履行・不履行

1 双務契約における両当事者の債務に課される法定条件 (constructive condition. 当事者が別の意思を表示するときにはそれが優先される) (教科書 173～175 頁)

(1) 履行期が前後する場合

先に履行期が到来する債務の履行は、後に履行期が到来する債務を現実に行う義務の発生を停止条件となる。

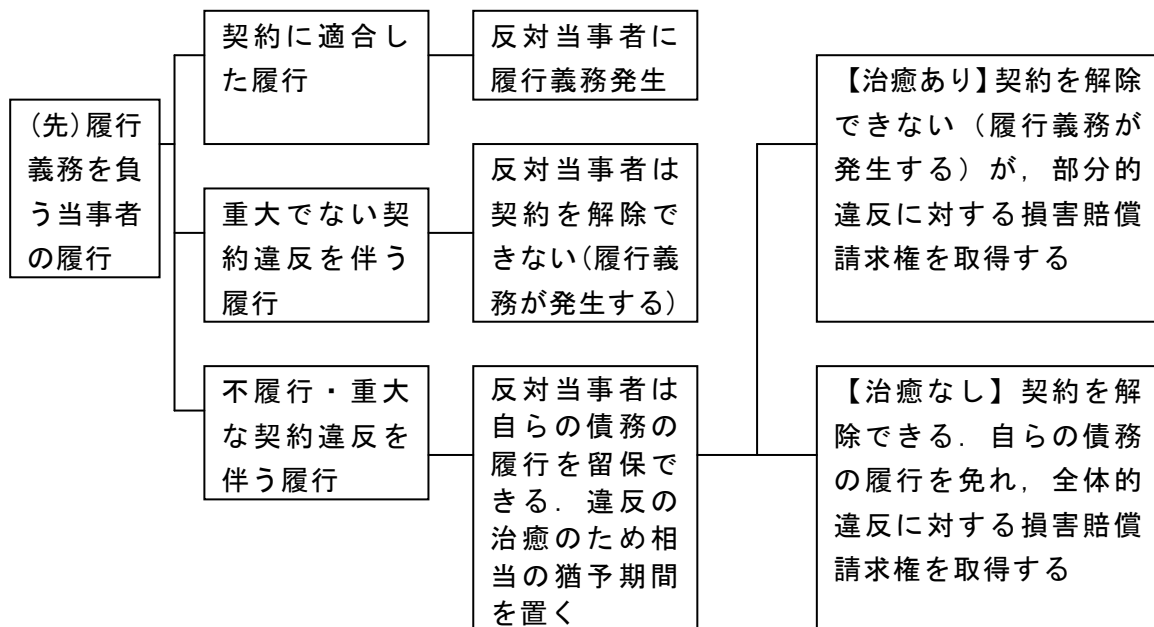
(2) 履行期が同時の場合

互いに自らの債務の履行の提供が、相手方の債務の履行義務の発生を停止条件となる

(3) 実質的履行の法理

法定条件についてはその実質的履行があれば成就したものと扱われる。

2 契約違反を理由とする契約の解除と損害賠償 (教科書 176～179 頁)



3 履行期到来前の履行拒絶 (Anticipatory Repudiation) (教科書 179～181 頁)

アメリカ契約法においては一般に、一方当事者が自分の債務の履行期の到来以前にその履行を拒絶する明確な意思を表明すれば、相手方は自らの債務を履行する義務を免れるとともに、履行期を待つことなく即座に契約を解除し、全体的違反に対する損害賠償を違反当事者に請求することができる。